# 伯耆町いじめ防止基本方針

# （令和８年６月改定）



# 伯耆町教育委員会

# 目　　次


１　いじめに対する基本的な方向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（１）いじめの定義と認知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（２）いじめに対する基本的認識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２　いじめ防止等のための伯耆町の施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（１）いじめの防止及び早期発見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（２）いじめへの対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（３）学校評価に関する指導・助言　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

３　いじめ防止等のための学校の施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（１）学校いじめの防止基本方針の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（２）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織づくり　・・・・・・・・・　７

（３）学校におけるいじめ防止等に関する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・　８

４　いじめ防止等のための家庭の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（１）子どもたちへの養育・指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（２）学校や地域などとの連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（３）いじめへの早期対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

（４）いじめ防止のための協力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

５　重大事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

（１）重大事態の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

（２）重大事態の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（３）調査の趣旨及び調査主体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（４）事実関係を明確にするための調査の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（５）調査結果の提供、報告及び公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

（６）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置　・・・・・・・・・・　１２

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を感じさせる恐れがあります。本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

## １　いじめに対する基本的な方向

### （１）いじめの定義と認知

**■いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第２条第１項**
**【いじめの定義】**
**いじめは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。**

※一定の人的関係：学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。
※物理的な影響：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
※起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの定義を狭義に解釈し、定義に該当する現象が現れるまで放置するということは、当然、許されるものではありません。いじめの認知については、いじめの定義に基づき、いじめられた児童生徒の被害性に着目して積極的に認知することで、初期段階から組織的な対応を行い、深刻・重大ないじめ（重大事態）につながることを防ぎます。例えば、インターネット上での悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

また、いじめられても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどとして確認する必要があります。

さらに、上記のような積極的ないじめの認知に加えて、いじめの認知は、特定の教職員が行うことなく、学校いじめ対策組織（後掲）を活用して行います。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを一人で抱え込まず、また対応不要であると個人で判断せずに、直ちにいじめに関わるすべての事案を集約する担当（情報の集約担当）を通じて、管理職及び学校いじめ対策組織に報告・相談します。

例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な

指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な判断による対処も可能ですが、これらの場合であっても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となります。

以上のとおり、いじめをさせない、いじめに至るまでに早期に防止することが重要であり、普段からの指導や子どもの変化を見逃さないで、親身になって対応することが求められています。

### （２）いじめに対する基本的認識

全ての大人と子どもが「いじめはどの学校・学級でも、どの子どもにも起こり得る」ということを前提に、以下の基本的認識を持って本基本方針に沿った取り組みや対策を推進し、いじめが行われなくなることで、全ての児童生徒が学校の内外で安心して生活をおくることができるようにしなければなりません。

① いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、絶対に許さない。

② 直接にいじめている者だけが悪いのではなく、傍観やはやしたてるなどの行為もいじめの助長やいじめに加担する行為であり、いじめと同様に許されない。

③ いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。

④ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

⑤ いじめの問題への対応を個別に行うのではなく、校長のリーダーシップのもと、「学校いじめ対策組織」が組織的に一貫した対応を行う。

⑥ 被害の可能性に着目し、積極的にいじめを認知することで、早期に対応し、深刻・重大ないじめ（重大事態）につながることを防ぐ。

⑦ より根本的ないじめの問題克服のために、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の取組を継続することで、子どものいじめに対する理解を深める。

⑧ 学校・保護者・地域社会や関係機関が連携・協力して取り組む問題である。

⑨ 町、教育委員会、学校及び教職員は、いじめ防止等に関する責務を有し、協力・連携して取り組む。

⑩ 保護者は、子の教育について第一義的責任を有することを自覚し、規範意識を養うなど必要な指導を行うとともに、学校等が行ういじめ防止等の措置に協力する。また、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

⑪ 他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、また異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を及ぼすことを考え、安心して暮らせる地域づくりに心がける。

⑫ いじめを行った児童生徒に対しても、その背景にある不安やストレスを受け止め、自分も他者も大切にできるよう「成長支援」の観点から継続的に指導・支援を行う。

⑬ いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、早期発見・早期対応につなげることが目的であることを共通認識とし、情報共有を行いやすい環境を醸成する。

## ２　いじめ防止等のための伯耆町の施策

### （１）いじめの防止及び早期発見

いじめ防止に関する基本的な方針を定めるとともに、方針に基づきいじめ防止のために必要な施策を総合的に推進します。

また、いじめの予防や早期発見のために、学校・家庭・地域・関係機関等との連携強化と支援の充実、相談体制の整備、啓発活動の充実やいじめの実態把握に努め、報告を受けたときは、適切かつ迅速に対応します。いじめを積極的に認知することで、初期段階から組織的に対応し、深刻・重大ないじめ（重大事態）につながることを防ぎます。

①　学校への支援

- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置し、課題に対し地域・家庭環境も含めた対応を行うとともに、教職員への指導・助言や教職員と連携したチームでの課題対応が行えるようにします。
- Ｉ チェックの実施及び結果の活用方法等の指導・支援を行うことで、継続的かつ効果的ないじめの実態把握を支援します。
- １人１台端末等のＩＣＴを効果的に活用し、児童生徒の心身の状態や体調の変化を早期に把握し、相談・援助につなげる取組を支援します。
- インターネット等を通じて行われるいじめの監視や防止に向けた調査研究、並びに情報モラル教育や啓発を行います。
- 児童生徒がいじめを受けた時に誰にどう助けを求めるか、また友人に相談された時にどう対応するかを学ぶ「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進します。
- いじめ防止等に関する研修の充実や文化センターと連携した教職員への人権に関する研修を充実することで、教職員の資質の向上を図ります。特に、アセスメントに基づいたいじめを行った児童生徒への「成長支援」や、重大事態への対処に関する研修を強化します。
- 子どもたちの豊かな心を育てることでいじめ防止に資するよう、体験活動や道徳教育の充実に向けた取組を支援します。その際、自己有用感の向上や、「ストレス対処の学び方」「メンタルヘルス教育」等の心の健康に関する教育を推進します。

②　教育支援センターに開設した相談窓口を、より利用しやすくなるよう相談体制の充実に努めます。また、学校内の相談体制の整備について支援します。

③　学校・家庭・地域・役場関係課・関係団体等の連携及び支援

- いじめに係わる児童生徒等が異なる学校に在籍する場合には、学校相互の連携協力体制の整備を支援します。
- 関係課と連携した子育て相談等を実施し、家庭の教育力の向上を図ります。
- 社会教育部門での家庭教育支援事業を充実し、家庭の教育力の向上を図ります。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の運営を支援し、いじめ問題等の課題を共有・協議することで、学校・家庭・地域の連携を強化します。
- 地域学校協働活動を充実し、地域全体で子どもを温かく見守り育てる体制を強化します。

・　社会教育部門と連携した体験活動等の充実することで、社会性を身につけさせるとともに、地域と家庭の連携を強化します。

④　いじめ防止等に関する情報提供や啓発活動を充実し、いじめ問題に関する理解を深めます。

⑤　鳥取県西部町村いじめ問題対策協議会において、鳥取県西部地区の７町村が連携し、いじめ問題防止のために、各町村の施策や問題対処等について定期的に情報交換や協議を行います。

### （２）いじめへの対処

①　いじめに対する措置

・　教育委員会は、法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、学校に対し必要な支援・措置の実施、並びに報告について、条例で別に定めるいじめ問題調査委員会に対して、調査および対応・措置について諮問を行います。この際、いじめの認知から解消まで滞りなく組織的に対応が行われるよう支援し、深刻・重大ないじめ（重大事態）につながることを防ぎます。

・　教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるための措置をとります。

②　学校への指導・助言・支援

・　教育委員会は、いじめ問題を学校全体の問題として、校長のリーダーシップのもと、「学校いじめ対策組織」が中核となって組織的に一貫した対応を行うよう指導します。

・　教育委員会は、いじめを受けた児童生徒の安全の確保、事実関係を明確にするための調査及びその結果の報告や情報提供を、適切かつ速やかに行うよう指導・助言します。事実確認にあたっては、いじめを受けた児童生徒の被害性やニーズを十分に聴き取り、心情に寄り添った支援が行われるよう留意させます。

・　教育委員会は、町関係課、関係機関、関係民間団体、学校や家庭等と連携し、いじめに関係する子どもや保護者への継続的支援・指導が適切に行われるよう支援します。また、必要がある場合は、関係部局・関係機関・専門家等でチームを構成し、支援に当たります。(※法に基づくものではない任意の組織で、要保護児童に対するケース会議のような関係部局・機関等によるチーム支援を想定)

・　いじめを行った児童生徒への対応にあたっては、いじめに至った要因や背景をアセスメントし、個に応じた指導を行うとともに、成長支援の観点からスクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳW)、関係機関等と連携して継続的な指導・支援を行うよう指導します。

・　いじめが犯罪行為として取り扱われるものであるとき、又は児童生徒の生命・心身・財産に重大な被害を及ぼす恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請するなど、警察と速やかに連携して対処するよう指導・助言します。

### （３）学校評価に関する指導・助言

教育委員会は、学校におけるいじめに関する取り組みの評価が、いじめの有無や多寡ではなく、いじめ防止等に関して、日頃から児童生徒理解、未然防止、積極的な認知を含む実態把握・早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報の共有、及び学校いじめ対策組織による組織的な対応等が適切に行われていることを評価するよう、指導・助言します。

特に、いじめを積極的に認知することが深刻・重大ないじめ（重大事態）の発生を防ぐための重要な取組であることを教職員に周知徹底し、いじめを隠さず、組織的に事案に対処しているプロセスを正当に評価するよう努めます。

## ３　いじめ防止等のための学校の施策

### （１）学校いじめの防止基本方針の策定

各学校は、国・県及び伯耆町のいじめ防止基本方針、並びに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月改訂)」に基づいて、いじめ防止等のための自校の「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校方針」という。）を定めます。策定した学校方針は、ホームページ等で公開し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度の開始時に、児童生徒、保護者、関係機関等に対して必ずその内容を説明し、理解を得るようにします。なお、策定に当っては、次の点に留意します。

①　いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要です。特に、いじめの情報共有の手順や内容を具体的に定めるとともに、いじめを行った児童生徒への「成長支援」の観点を位置付けます。

②　より実効性の高い取組を実施するため、学校方針が実状に即しているのかを法第 22 条の組織（以下「いじめ防止等対策チーム」という。）を中心にして見直しを行うものとします。そして、このようなＰＤＣＡサイクルを学校方針に盛り込むようにします。

③　策定・見直しにあたっては、検討段階から保護者等地域の方の意見も取り入れ、学校の取組が円滑に進められるようにします。

④　策定にあたっては、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。

⑤　学校方針に基づくいじめの防止の取組状況を、学校評価の評価項目に位置づけます。評価がなされることを教職員に周知徹底するようにします。その際、いじめの有無や件数ではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が正当に評価されることを教職員に周知徹底します。

### （２）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織づくり

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する取組を実効的・組織的に行うために、校長のリーダーシップのもと、管理職、複数の教職員、及び心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）で構成する常設の「学校いじめ対策組織」を設置し、主として次の役割を担うものとします。

① 学校方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
② いじめの相談・通報の窓口としての役割
③ いじめの定義、判断基準や事例を教職員に周知し、いじめが起こりにくい、いじめを許さない学校環境づくり、組織づくりを行う役割（未然防止）
④ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。その際、特定の教職員が情報を抱え込むことがないよう、情報を集約する担当を置き、機動的に組織的な認知が行える仕組みを構築する（早期発見）
⑤ いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、組織としてのいじめの認知、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割（早期対応・事案対応）
⑥ 学校方針の策定や見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証を担う役割
⑦ いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
⑧ いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のためではなく、早期発見・早期対応が目的であることを全教職員に周知し、報告・相談が行いやすい環境を醸成する役割

### （３）学校におけるいじめ防止等に関する措置

① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に未然防止に取り組むものとします。取組にあたっては、魅力ある学校づくりに努め、児童生徒が安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行うものとします。

また、児童生徒においては、集団の一員としての自覚と自信を育み互いに認め合える人間関係・学校風土を醸成するとともに、自ら考え、行動する力を身につけ、いじめに直面したときに適切な行動ができる児童生徒育成をめざすものとします。教職員においては、管理職のリーダーシップのもと、研ぎ澄まされた人権意識を持ち、自らの言動がいじめを助長することがないよう努めるとともに、いじめに関する知識・技能の向上、指導体制や相談体制の確立に努めるものとします。 特に、障がいのある児童生徒、被災した児童生徒、外国人児童生徒、性的マイノリティなど、特に配慮が必要な児童生徒に対しては、その特性や背景を正しく理解し、組織的に一貫した指導・支援を行います。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを理解させる情報モラル教育の充実を図ります。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくいことを認識し、ささいな兆候でも見逃したり軽視することなく、早期に対応することが必要です。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、アンテナを高く保ちつつ、Ｉ チェックの活用、定期的なアンケートや児童生徒が利用しやすい教育相談等により実態把握に取り組みます。加えて、１人１台端末等のＩＣＴを効果的に活用し、児童生徒の心や体調の変化を早期に把握し、相談・援助につなげるきっかけづくりを行います。

③　いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けたときは、特定の教職員で抱え込まず、直ちにいじめを集約する担当を通じて報告し、「学校いじめ対策組織」を中心として速やかに組織で対応します。被害児童生徒を守り通すため、安全確保と心身のケアを最優先とし、 状況に応じて別室登校やオンライン授業等による学習支援を行うとともに、本人の心情を理解し、そのニーズに基づいた適切な支援を行います。いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、いじめに至った要因や背景をアセスメント（評価）し、本人が内面に抱える不安やストレスを受け止めるなど、自分も他者も大切にできる子どもへと成長させるための「成長支援」の観点から、ＳＣ・ＳＳＷや専門機関等と連携して継続的な指導・支援を行います。いじめの解消については、「いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも３か月継続していること」及び「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を基準とし、組織として慎重に判断します。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるものであるとき、又は児童生徒の生命・心身・財産に重大な被害を及ぼす恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請するなど、警察と速やかに連携して対処します。

## ４　いじめ防止等のための家庭の取組

町では、次の事項について保護者への周知・啓発に努め、いじめ防止等を支援します。

### （１）子どもたちへの養育・指導

保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、他者の痛みを共感的に受け止める気持ちや規範意識の育成に努めます。また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとします。

いじめを行った児童生徒の保護者に対しては、学校と連携し、本人が抱える不安やストレスを受け止め、自分も他者も大切にできる子どもへと成長させるための「成長支援」の観点から、継続的に指導・支援を行うよう努めます。

### （２）学校や地域などとの連携

子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指して互いに補完しあいながら協働して取り組みます。他者の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに悪影響を与えることを考え、保護者自身が「心豊かで安心・安全な社会をつくる」という認識を持って、日々子どもと関わります。

### （３）いじめへの早期対応

保護者は、子どものささいな変化に気付き、いじめに関わる心配がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等に相談または通報し、いじめの防止や早期対応に努めます。

### （４）いじめ防止のための協力

保護者は、町や学校等が講ずるいじめ防止等ための措置に協力するよう努めます。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校が警察に通報し、援助を求めなければならないことを認識し、関係する全ての大人で児童生徒の指導・支援にあたります。

## ５　重大事態への対処

### （１）重大事態の定義

**■法第 28 条抜粋**

**○　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。**

**○　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。**

法による定義は上記のとおりですが、概ねの判断基準は以下のとおりです。

○　児童生徒が自死をしたり、それを企図したりした場合
○　身体に重大な障害を負った場合
○　精神性の疾患を発症した場合
○　金品等に重大な被害を被った場合
○　年間 30 日を目安とする欠席がある場合。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30 日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手するものとします。

上記の定義は目安であり、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「重大な被害が生じた疑い」がある段階で直ちに対処を開始します。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたります。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性が高いことから、安易に否定したり調査を怠ったりすることなく、誠実に対応します。

### （２）重大事態の報告

いじめにより重大事態が発生した疑いがある場合には、学校は直ちに教育委員会に報告します。また、事案の解決に向けて、必要に応じて教育委員会に重大事態の対処につ

いての支援を依頼します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を町長に報告します。

### （３）調査の趣旨及び調査主体

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。調査の目的は、対象児童生徒の尊厳を保持し、重大な被害に至った事実関係を可能な限り明らかにすることで、被害児童生徒への心のケアや学びの継続、及びいじめを行った児童生徒への適切な指導・支援につなげることです。なお、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及を直接の目的とするものではないことに留意します。学校の設置者及び学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

学校は、重大事態であると判断した場合には、校長のリーダーシップのもと、「学校いじめ対策組織」を母体とし、公平性・中立性を確保し客観的な事実認定を行うことができる組織（以下「いじめ問題調査チーム」という。）を設置して調査に当たります。調査組織を構成するにあたっては、特段の事情がある場合を除き、専門的な知識及び経験を有する第三者（弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の参画を図るよう努めます。特に、自死事案や被害者・加害者の主張が食い違う事案、保護者の不信感が強い事案等については、第三者の参画について特に熟慮し、公平性・中立性の確保を徹底します。

教育委員会は、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断したとき、または学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるときは、条例で別に定めるいじめ問題調査委員会を招集し、これに当るものとします。

また、学校が調査を行う場合であっても、教育委員会は学校に対して必要な指導、並びに人的措置も含めた支援を行うものとします。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査に平行して、町長による調査を実施することも想定されます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第 28 条第 1 項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切な役割分担を図ります。（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられます。）

### （４）事実関係を明確にするための調査の実施

調査にあたっては、対象児童生徒の尊厳を保持することを旨とし、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ要因・背景（児童生徒の個人的な背景や家庭での状況を含む）や、児童生徒の人間関係における問題、学校・教職員の対応の適切さなどの客観的事実関係を、可能な

限り網羅的に明確にするよう、速やかに調査します。

調査の目的は、事実関係を可能な限り明らかにすることで、対象児童生徒への心のケアや必要な支援（学びの継続等）、いじめを行った児童生徒等への適切な指導・支援、及び同種の事態の再発防止策を講ずることです。なお、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及を直接の目的とするものではないことに留意します。

①　いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒の心情を理解し、そのニーズに基づいた適切な支援を行うために十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。その際には、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とし、状況に応じて別室での学習支援やオンライン授業等による学習の支援も検討します。なお、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導、いじめられた児童生徒への継続的ケアを行う必要があります。

②　いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。調査の実施にあたっては、いじめられた児童生徒及び保護者に対し、調査を始める前に調査の目的、調査組織の構成、調査事項、調査方法等について丁寧に説明し、共通理解を図った上で進めます。

**（５）調査結果の提供、報告及び公表**

①　いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等その他必要な情報を提供します。情報の提供にあたっては、最終報告のみならず、適時・適切な方法での経過報告を行うよう努めます。これにより、対象児童生徒及び保護者の不安感や不信感の軽減を図ります。提供に当っては、関係者の個人情報に十分配慮します。アンケート結果の提供を希望される場合には、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護し、個人が特定されないよう、タイピングし直すなどの必要な配慮を講じた上で、適切に提供します。

②　調査結果の報告

調査結果は、教育委員会が町長に報告します。

いじめられた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて町長に提出します。

③　調査結果の公表、公表の方法等の確認

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければできるだけ公表することとします。その際に、学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと

とし、調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容をいじめを受けた児童生徒やその保護者と確認します。調査報告書の公表については、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響がないよう、個人名及び個人が識別できる情報の秘匿処理（マスキング等）を徹底し、人権やプライバシーに十分に配慮します。

また、外部に公表する場合は、他の児童生徒又は保護者に対して、可能な限り事前に調査結果を報告することとします。

### （６）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

重大事態の調査結果の報告を受けた町長は、再調査の必要があると認めるときは、附属機関（伯耆町いじめ問題調査委員会）において、再調査を行います。

② 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は、別に必要な事項を定めます。

③ 再調査の結果を踏まえた措置

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、重大事態への対処及び再発防止に向けた必要な措置を講ずるものとします。

また、再調査を行ったときは、町長はその結果を町議会に報告します。報告の内容については、個々の事案の内容に応じ、個人情報保護法等に基づき個人名及び個人が識別できる情報の秘匿処理を行うなど、個人情報の保護やプライバシー、及び二次被害の防止に対して最大限の配慮を確保します。